

## 指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：道岡建設工業株式会社  
(法人番号3120101006955)  
業者の住所：大阪府堺市堺区石津町1-3-15-201号
- 2 指名停止措置期間：令和3年5月25日から  
令和3年7月5日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域  
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 4 事実概要：道岡建設工事株式会社は、羽曳野市発注の工事において、虚偽の施工体制台帳及び施工体系図を作成したとして、令和3年1月20日に建設業許可部局より建設業法第28条第3項の規定に基づき7日間の営業停止処分を受けた。
- 5 指名停止措置理由：上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

### 指名停止措置要領付表第2第13号「抜粋」

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から <u>1月以上9月以内</u>